

平成 26 年 2 月 28 日

2012 年 11 月改訂前の電子記録債権利用契約（ローンサービス用）を締結された  
お客さま 各位  
電子記録債権利用契約（ローンサービス用）の新規お申込みを検討されている  
お客さま 各位

株式会社三菱東京UFJ銀行  
日本電子債権機構株式会社

## 利用契約の改訂について

### 1. 2012 年 11 月改訂前の利用契約を締結されたお客さまへのご連絡

電子記録債権利用契約（ローンサービス用）（以下「利用契約」といいます。）  
をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2012 年 11 月改訂前の内容（別紙の「改訂前」の内容をいいます。）により利用  
契約を締結されたお客さま（利用契約締結にあたりご利用いただいた申込書類の  
右下に<2012 年 11 月改訂>の記載がないお客さまをいいます。）について、利用  
契約の内容を下記及び別紙のとおり改訂いたしますので、利用契約第 27 条に基づ  
きその旨お知らせいたします。

今回の利用契約の改訂は、反社会的勢力の排除を徹底すべく、一般社団法人全  
国銀行協会の「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一  
部改正について」（平成 23 年 6 月 2 日付）記載の参考例を基に改訂したものです。

なお、右下に<2012 年 11 月改訂>の記載のある申込書類により利用契約を締  
結されたお客さまについては、別紙の「改訂後」の内容により利用契約を締結さ  
れているため、申込書類及び利用契約の内容に変更はございません。

## 記

### 【2012 年 11 月の利用契約改訂内容】

#### ①（契約お申し込みに際しての留意事項）文言の改訂

申込書類 1 頁目の（契約お申し込みに際しての留意事項）の第 2 項にある  
反社会的勢力の文言を改訂しました。これは、上記のとおり、一般社団法人  
全国銀行協会の「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考

例の一部改正について」(平成 23 年 6 月 2 日付)記載の参考例を基に改訂したものです。

② 版の明示

申込書類の右下に、<2012 年 11 月改訂>と、改訂年月を表示しました。

## 2. 利用契約の新規お申込みを検討されているお客さまへのお願い

利用契約の新規お申込みを検討されているお客さまにおかれましては、お手元にございます申込書類の右下に<2012 年 11 月改訂>の表示があるかのご確認をお願いいたします。

表示がない場合には、現在かかる申込書類により新規お申込みを行っていただくことはできませんので、お客さまのご担当の窓口又は下記の「お問い合わせ窓口」にご連絡いただき、<2012 年 11 月改訂>の表示のある申込書類と最新の利用契約をお取り寄せいただいた上でお申込みいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

### お問い合わせ窓口

日本電子債権機構株式会社 業務部

03-5295-0007

受付時間／銀行営業日 9:00～16:00

## 利用契約 条項改訂 新旧文言比較表（下線部変更箇所）

改訂前	改訂後
<p>(契約のお申し込みに際しての留意事項)</p> <p>2 株式会社三菱東京UFJ銀行及び当機関は、お客さまが以下の事由に該当するときは、お客さまからの本契約のお申し込みを承諾しないものとします。</p> <p>(1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者であることが判明したとき。</p> <p>(2) お客さまがお申し込みに際し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて株式会社三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の信用を毀損し、又はそれらの業務を妨害する行為があったとき。</p>	<p>(契約のお申し込みに際しての留意事項)</p> <p>2 株式会社三菱東京UFJ銀行及び当機関は、お客さまが以下の事由に該当するときは、お客さまからの本契約のお申し込みを承諾しないものとします。</p> <p>(1) お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、<u>暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「<u>暴力団員等</u>」という。）であるか又は次の各号のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>① <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>② <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>③ <u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>④ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>⑤ <u>役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(2) お客さまがお申し込みに際し、<u>自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったとき</u>。</p> <p>① <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>② <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>③ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>④ <u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の信用を毀損し、又は三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の業務を妨害する行為</u></p> <p>⑤ <u>その他上記①から④までに準ずる行為</u></p>